

めむろポイントカード会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、会員の相互扶助と融和連携によって、消費者に対するサービスの充実と販売促進の効果をあげ、会員の営む事業の健全なる発展をはかりながら、地域内商業の振興に寄与するとともに、地域社会に貢献することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、めむろポイントカード会と称する。

(事 務 所)

第 3 条 本会の事務所は、芽室町商工会内に置く。

(規 約)

第 4 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ポイントの発行及び還元
- (2) 加盟店の共同広告、宣伝の実施
- (3) 商店街の美化、装飾及び整備の実施
- (4) その他、消費者へのサービス及び販売促進に関する事業
- (5) 商工会が行う商工業振興に関する事業への協力
- (6) 研修会、勉強会、講習会の開催
- (7) その他、目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

(加 入)

第 6 条 会員の資格あるものは、別に定める手続により理事会の議を経て加入できる。
2. 加入日は理事会の承認を得た翌月とする。

(資 格)

第 7 条 会員の加入資格は、次のとおりとする。
(1) 芽室町商工会員で本会の主旨に賛同し本会の事業に協力できるもの

(脱 退)

第 8 条 会員の脱退は、本会に通知し、別に定める手続を経て脱退することができる。
2. 次の場合は脱退とみなす。
(1) 会員たる資格を喪失した場合
(2) 除名された場合

(届 出)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、本会にその旨を遅滞なく届出でなければならない。
(1) 氏名又は名称、住所に変更があったとき

- (2) 事業の閉鎖廃止をするとき
- (3) その他会員たる資格の喪失をきたすべき事実があったとき

(除名)

第10条 本会は会員が次の各号の一に該当したときは、総会の議を経て除名することができる。この場合には、その会員に対し総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の体面を著しく傷つける行為のあったもの
- (2) 本会の目的遂行に反する行為のあったもの
- (3) 本会の会員たる義務を怠ったもの

(権利の消失)

第11条 会員たる資格を失った者及び会員の都合により本会を脱退したのものについては、負担金等は一切返戻しない。

- 1. 諸般の事情により事業の一時休止をする会員については、所定の用紙(休会届)により届出がなされた後、理事会で承認された場合は休会を認める。但し、負担金等は一切返戻しないものとし、休会期間については会員たる権利を行使できないものとする。
- 2. 退会者は、退会前の負担金を完納する義務を負い、本会に対する一切の権利を失う。
- 3. 退会者は、退会后、速やかに端末機及び、未使用カード等を返還する。

第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	2名
理	事	9名
監	事	2名

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2. 役員は、再任を妨げない。

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3. 理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4. 監事は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員忠実義務)

第15条 役員は、規約、規程細則及び総会の決議を遵守し本会のため、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の内免)

第16条 役員は、総会において選任し、又は解任する。

2. 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 禁治産者又はこれに類似するもの

(2) 本会から、除名されたもので、3年を経過しないもの

(役員の内酬)

第17条 役員は、内酬を受けない。ただし、旅費その他業務の遂行に伴う実費については、この限りでない。

2. 前項の規定にかかわらず、三役会、理事会、委員会出席にかかわる費用弁償として、1回当たり1,000円の定額を支給する。

(職員)

第18条 本会に、職員を置くことができる。

2. 職員は、会長が内免する。

3. 職員は、会長の指揮を受けて本会の会務を処理する。

第5章 総会及び理事会並びに委員会

(総会)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とし、会長が召集する。

2. 通常総会は毎事業年度終了後3か月以内に、臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

3. 総会の召集は、会日の1週間前までに会員に対し、会議の目的たる事項、日時、場所につき通知して行うものとする。

4. 議長は、出席者の中から互選する。

(総会の決議事項)

第20条 総会の決議事項は、次のとおりとする。

(1) 定款の変更

(2) 規約及び規程の設定、変更、又は廃止

(3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更

(4) 会員の除名

(5) その他理事会が必要と認めた事項

(総会の議事等)

第21条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2. 総会の決議について特別の利害関係を有するものは、議決権を行使することができない。この場合出席者に算入しない。

(理事会)

第22条 本会に、理事会を置く。

2. 理事会は、会長、副会長、理事全員を以て組織する。

3. 理事会は、会長が召集する。

4. 理事会の召集は、監事を除く役員に対し、会議の目的たる事項、日時、場所につき通知して行うものとする。ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りではない。

5. 理事会の議長は、会長をもって充てる。議決権は、各々1個とする。

(理事会の決議事項)

第23条 理事会の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会に提出すべき事項
- (2) その他本会の業務の遂行に関し重要な事項

(委員会)

第24条 本会に、その目的の達成に必要な重要事項を調査研究するため理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

(委員会について必要な事項)

第25条 前条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第 6 章 事業等の運営支援

(事業等の運営支援)

第26条 本会の一部事務処理及び事業の運営支援は、芽室町商工会が担う。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第27条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収 入)

第28条 本会の運営に要する経費は、会費、補助金、その他をもって充てる。

第 8 章 解 散 及 び 清 算

(解 散)

第29条 本会は、次の場合解散する。

- (1) 総会において解散の決議をした場合
- (2) 破産した場合

2. 解散による清算及び財産の処分については、総会の議決による。

3. 解散後であっても総会の議決を経て、その債務を完済するに必要な限度において会員に賦課金を課すことができる。

附 則

この規約は、本会の成立の日から実施する。